

事務連絡
令和6年12月20日

都道府県 出産・子育て応援交付金担当課（室） 様

こども家庭庁成育局成育環境課

令和6年度出産・子育て応援交付金の変更交付申請に係る事務手続等について

こども家庭関連施策の推進につきましては、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

出産・子育て応援交付金事業について、「令和6年度出産・子育て応援交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）8に基づき、当初交付決定額に対する変更申請を受付けます。

つきましては、別紙の留意点等をご確認いただき、提出期限までに変更交付申請書等を提出いただきますようお願いいたします。

【別紙】

1. 交付申請について

- ① 変更交付申請書は交付要綱別紙様式6及び7、今回当初交付申請する場合は別紙様式2及び3（いずれも別表及び事業実施計画書含む）により作成してください。

都道府県においては、別紙様式7別表各表の作成に際しては、管内市町村を地方公共団体コード順（昇順）で全て表示し、変更交付申請がない場合は、0円と表示させてください。別紙様式3別表各表（当初交付申請）については、申請のあった市町村のみの記載で差し支えありません。

- ② 出産・子育て応援交付金自治体職員向けQ&A（第5版）39-6に該当し、前年度までの現金以外のクーポン等の支給決定者のうち、支給したクーポン等の全部または一部の使用が今年度になり、使用実績に応じて今年度に対象経費の支出が予定されている対象者がいる場合、支給決定見込者数に当該対象者も含めて計上してください。

なお、今年度の支給決定見込者数も把握する必要があることから、事業実施計画書には、今年度の支給決定見込者数と、前年度までの支給決定者数のうち今年度に支出する対象者の人数を分けて記載してください。

- ③ 交付要綱の改正により新たに交付対象となったシステム構築・改修費は、妊婦のための支援給付の実施のために必要なシステム構築・改修の経費に限り対象です。妊婦等包括相談支援事業の面談及び情報発信に関するシステムやアプリケーション、地方公共団体情報システムの標準化、データ標準レイアウト改版による自治体間情報連携に係る経費など、支給を目的としない経費は対象となりません。

また、令和4年度及び令和5年度（令和4年度からの繰越分）出産・子育て応援交付金においてシステム構築等導入経費の種目を設けていたことに鑑み、今回の申請対象は、原則、既に交付金において現金支給に係るシステム構築・改修の補助を受けていない場合とします。

既に交付金を活用して現金支給に係るシステムを導入している自治体が、今回システム構築・改修費の申請を希望される場合には、システム構築・改修費所要額調書にご記入いただき、ご提出をお願いいたします。

- ④ 変更交付申請に係る予算を今後確保される場合には、「歳入歳出予算（見込）書抄本」として提出してください。
- ⑤ ご提出いただいた事前相談票については、内容を確認後、1月上旬を目途に変更交付申請額等についてお知らせします。

2. 提出様式

電子媒体のみ送信をお願いいたします。都道府県におかれましては、管内市町村分をとりまとめのうえ送信をお願いいたします。

(1) 市町村分

- ① 変更交付申請

別紙様式6、別紙様式6別表1～3、事業実施計画書、歳入歳出予算書抄本
システム構築・改修費所要額調書 ※該当市町村のみ

② 当初交付申請

別紙様式2、別紙様式2別表1～3、事業実施計画書、歳入歳出予算書抄本

※ システム構築・改修費所要額調書は、令和4年度または令和5年度（令和4年度からの繰越分）の交付金を活用して現金支給に係るシステムを導入・改修した市町村が、今回システム構築・改修費の申請し、システムを構築・改修する場合のみご提出ください。

(2) 都道府県分

① 変更交付申請

別紙様式7及び別添、別紙様式7別表1及び2、別紙様式7別表3-1～4
事業実施計画書、歳入歳出予算書抄本、アダムス債主コード（別添2）

② 当初交付申請

別紙様式3及び別添、別紙様式3別表1及び2、別紙様式3別表3-1～4
事業実施計画書、歳入歳出予算書抄本、アダムス債主コード（別添2）

※ 電子媒体のみ送信をお願いいたします。都道府県におかれましては、管内市町村分をとりまとめるうえ送信をお願いいたします。

※ Word、Excel 様式をPDFに変換しないようお願いいたします。

3. 提出期限

(1) システム構築・改修費所要額調書 令和7年1月15日（水）必着

※ 都道府県におかれましては、一覧表によるとりまとめは不要です。市町村より提出のあったエクセルデータをそのままご提出ください。

(2) 変更交付申請・当初交付申請様式 令和7年1月24日（金）必着

※ 一部都道府県におかれまして、提出期限を大幅に超過される状況が見られています。提出が遅れると、他都道府県の執行にも大きく影響が及ぶため、年度末に向けてご多忙のところ大変恐れ入りますが、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

※ 提出期限が過ぎて到達した申請は、交付決定できない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

4. 提出先

こども家庭庁成育局成育環境課相談支援係宛

メールアドレス seiikukankyou.soudan@cfa.go.jp